

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 土地の公用廃止
- 牛の流行性感冒等の予防注射の実施
- 建設業者の登録まつ消
- 建設業者の変更登録
- 議会の権限に属する事項中知事の専決処分事項の一部改正
- 支所、出張所の位置変更
- ◇雑報

## 告示

鳥取県告示第三百七十一号

次の土地は、その公用を廃止する。

昭和三十二年七月二十六日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 鳥取市正蓮寺字前田一三五番地先  
水路敷 四四、〇五平方メートル（二三、三三坪）

### 鳥取県告示第三百七十二号

次のように牛の流行性感冒及び馬の流行性脳炎予防注射を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により牛及び馬の所有者に對して予防注射をうけることを命ずる。

昭和三十二年七月二十六日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 実施の目的 牛の流行性感冒並びに馬の流行性脳炎予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛の流行性感冒予防注射——牛、ただし分娩前後一箇月以内のもの及び生後三箇月に満たないものは除く。

馬の流行性脳炎予防注射——馬、ただし生後

三箇月以内及び分娩後一箇月以内のもの  
を除く。

四 実施の期日 別表のとおり  
五 検査及び注射駆除の方法

牛の流行性感冒及び馬の流行性脳炎予防液の  
皮下注射ただし、牛の流行性感冒予防注射は  
二回注射、馬については補強注射とする。

別表

実施期日	実施区域	実施場所
第一回 八月五日	日野郡黒坂町	同上
第二回 八月八日	同上	同上
〃 〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃
〃 〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃

〃 七日	〃 十日	〃 高宮町
〃 十二日	〃 十五日	〃 福栄町
〃 十三日	〃 十六日	〃 石見村
〃 十四日	〃 十七日	〃 多里村

鳥取県告示第三百七十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四条第三項の規  
定による更新登録の申請がなかつたので、同法第十五条  
第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録  
をまつ消した。

昭和三十三年七月二十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主な営業所の所在地	申請者氏名	まつ消年月日
鳥取県知事登録 （は）第三八〇号	昭三〇、 五、一三	岩 田 組	鳥取市行徳三二二	岩 田 教三	昭三二、 五、二三
〃 〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃	岩 本 組	岩美郡宇倍野村大字下麻生	岩 本 樹藏	〃 〃
〃 〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃	伯 田 組	西伯郡西伯町能弁二六一	伯 田 修	〃 〃
〃 〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃	二六四号	〃 〃	三 上 組	日野郡伯南町茶尾	三上 義隆	〃 〃
〃 〃 〃 〃 〃 〃	二五九号	〃 四、二二	(有)光水道工業所	鳥取市西町二九三	米花 典正	〃 四、二二

鳥取県告示第三百七十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十三年七月十六日変更登録した。

昭和三十三年七月二十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録 （に）第七七号	昭三一、二、一五	栄建設興業（株）	東伯郡大栄町大字亀谷	(新) 山 辨 友市 (旧) 徳 山 勝藏

鳥取県告示第三百七十五号

昭和二十四年四月鳥取県告示第九十三号（議会の権限  
に属する事項中知事の専決処分事項）の一部を次のよう  
に改正し、昭和三十三年一月一日から適用する。

昭和三十三年七月二十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

第四号の次に次の一号を加える。

五 市町村職員の研修に関する事務に関し、地方自治  
法第二百五十二条の十四の規定に基き、市町村から  
委託の申込みがあつた場合において規約を定め、変  
更し又は廃止すること。

雑報

昭和三十二年七月二十六日

鳥取食糧事務所長 坂田久二

支所、出張所の位置変更について

当所管内支所、出張所の位置を次の通り変更した。

郡家支所

一 移転月日 昭和三十二年七月十五日

二 位 置 鳥取県八頭郡郡家町字郡家二二九

郡家出張所

一 移転月日 昭和三十二年七月十五日

二 位 置 鳥取県八頭郡郡家町字郡家七六の七

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行所 鳥取県鳥取市東町 印刷所 鳥取県鳥取市東町